

## トリガー条項の凍結解除を求める意見書

コロナ禍で経済が疲弊している中で、ガソリン価格が高騰し今もなお高止まりが続く、国民の生活に大きな影響がでている。特に公共交通の整備が十分でない地方では自動車の利用が不可欠であり、その影響は計り知れない。

政府は、2010年に「所得税法の一部を改正する法律」を成立させ、いわゆるトリガー条項を盛り込んだ。このトリガー条項は、総務省が発表する小売物価統計調査に基づき、ガソリン平均価格が3ヶ月連続で1リットル160円を超えた場合、25.1円の課税を停止する仕組みである。

その後、2011年に東日本大震災が発生し、ガソリン需給のひっ迫や流通の混乱、多額の収減による復興財源の確保への影響を懸念し、このトリガー条項を一時凍結することとし、現在まで解除には至っていない。

このような状況からトリガー条項の発動を望む声が高まっており、コロナ禍の経済の立て直しにも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、早急に適切な対応を講じる必要があると考える。

よって、国会及び政府におかれては、広く国民の安定した生活を守るために、トリガー条項の発動要件を満たす場合は、速やかに凍結を解除し適切に対応することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

## 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、さらに群馬県では、小・中学校の35人以下学級が実現しました。今後、義務標準法改正による、中学校3年生までの35人以下学級の導入が期待されます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。